4月から容器包装プラスチックを資源として回収します

不燃ごみ・可燃ごみの有料袋の中からプラスチックを減らそう！

問合せ環境課清掃係

容器包装プラスチックとは？

商品を入れていたり包んでいた「もの」で、商品が消費されたり、商品と分離された場合に、不要になるプラスチック製の容器や包装物です。ほとんどの容器包装プラスチックにプラのマークが付いています。

こういったものが容器包装プラスチックです

お菓子の袋　卵パック　豆腐の容器と上のフィルム　飴の袋や包み　アイスクリームの容器　インスタント食品のパック　おにぎりの包み　クッション材　果物のクッション材　ストローの袋　ゼリーのパック　おしぼりの袋　うどん・そばの袋　タバコの外装　調味料の容器　トイレットペーパーの袋　パンの袋　衣料品の袋　プリンのカップ　ポケットティッシュの袋　野菜の外装　スーパー・商品のレジ袋　レトルト食品のパック　コンビニ弁当の容器など

出し方は？

プラスチック製容器・袋類を洗って、中身が見える透明または半透明の袋を使用して出してください。3週に1回、資源として出していただくことになります。よく分別すれば、有料指定袋で出す量が減ります。

「容器包装プラ」の日が、従来の「新聞・雑誌・雑紙」「燃やせないごみ」のローテーションに加わり、3種類を3週間に1回ずつ出すことになります。上のカレンダーの例のように火曜日が3種類になる地区と、木曜日が3種類になる地区があります。

◎すでに資源として収集しているプラスチックボトル・ペットボトル・食品トレイ・発泡スチロールは、従来どおりの出し方です。

市役所は毎週土曜日を開庁しています（午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く）　毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています

講演会「ごみ問題を考えよう」

リサイクルの現状を学ぶことにより、資源の大切さと分別の重要性を認識してもらい、環境美化に、よりいっそう関心を深めよう。どうぞお気軽にご参加ください。

日時3月9日㈭午後7時～場所商工会館3階ホール参加費無料

問合せ福生市青年会議所☎551・6004

■減免世帯に指定収集袋を交付します！

平成18年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付しますので、申請してください。

対象者

①生活保護受給者

②児童扶養手当受給者

※18歳未満の子のいる母子家庭で、一定所得以下の方。

③特別児童扶養手当受給者

※20歳未満の障害者を養育している世帯で、一定所得以下の方。

④遺族基礎年金受給者※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下の方（年金コード6450の方が該当します）。

⑤老齢福祉年金受給者※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下の方。

⑥身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方で、世帯の市民税が非課税

⑦愛の手帳（1度または2度）の交付を受けている方で、世帯の市民税が非課税

⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方で、世帯の市民税が非課税

⑨市長が特別の理由があると認めた方

※④、⑤について、不明の場合は保険年金課保険年金係にご確認ください。

交付枚数

●（1人世帯）可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚

●（2人世帯）可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚

●（3人世帯以上）1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。

※年度途中で申請した場合は、月割りで相当量の交付になります。

交付日時4月3日～28日の月曜～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所商工会館201会議室※その他の市役所開庁時間は、環境課清掃係窓口（第3庁舎2階）にて交付。

※4月29日からは市役所環境課清掃係窓口にて交付。

必要な物

●証書等（①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤老齢福祉年金証書⑥身体障害者手帳⑦愛の手帳⑧精神障害者保健福祉手帳）

※ただし、⑥、⑦、⑧については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。

※交付された指定袋を入れて持ち帰るためのバッグ等を各自ご用意ください。

問合せ環境課清掃係

■ご利用ください！コンポスト（生ごみ堆肥化容器）を貸し出します

生ごみの減量と堆肥化を家庭から行いましょう！

1世帯につき1基、コンポスト（生ごみを堆肥にできる容器）を無償で貸し出しています。全8種類の中から1つ選んでください。申請には印鑑が必要となります。

●コンポスト（6種類・70～200リットル用）

底のない大きなバケツタイプ。花壇や畑など接地面が土の上に置く。

●EM容器（2種類・11リットル、15リットル用）小さめのバケツタイプ。マンションなどで庭がなく、土がない所でも使用可能です。※ぼかし粉（EM菌、有料。各自購入が必要です）

問合せ環境課清掃係

官公署だより

■三多摩地域廃棄物広域処分組合の名称が変わります

皆さんから出された、ごみの最終処分を行う「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」の名称が、4月1日から「東京たま広域資源循環組合」に変わります。最終処分場に運ばれる焼却灰（燃やせるごみを焼却したもの）と不燃物のうち、焼却灰をエコセメントの原料として用い、資源として社会に循環させる取り組みをあらわした名称としました。

問合せ三多摩地域廃棄物広域処分組合☎042・385・5947

参加者募集　ごみの分別・出し方とリサイクルセンターの見学

この「ごみ」は、燃やせるごみ？それとも資源？出したごみはどのように処理されているの？ごみがどうリサイクルされているの？…など、現場を見ながら日ごろの疑問を解決してみませんか。

日時3月28日㈫午前9時30分～正午※集合（午前9時30分）、解散は市役所前庭。リサイクルセンターへは市のバスで送迎します。

見学場所福生市リサイクルセンター（不燃物処理施設）対象市民（小学4年生以上）定員先着38人

参加費無料

申込み3月10日から電話で環境課清掃係☎551・1731へ。

環境基本計画を推進

平成15年度に策定した福生市環境基本計画を推進するため、市役所内に環境事業推進本部を設置しています。推進本部では、福生市環境基本計画実行計画を策定し、毎年、計画の進行管理を行っています。なお、実行計画は、福生市環境審議会に報告し、意見をいただいています。実行計画閲覧希望の方は、環境課環境係へ。

■フレッシュランド西多摩

4月からエアロビクス等の体操教室を行います。3時間の入浴とセットです。

4月の予定

▼4日㈫・18日㈫肩こり腰痛体操▼6日㈭・20日㈭健康体操▼11日㈫・25日㈫かんたんエアロビクス▼13日㈭・27日㈭ヨガ

※時間はいずれも午後1時30分～2時30分

定員各回先着40人

対象16歳以上の方

料金（教室とフレッシュランド入浴3時間のセット）

青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町に在住の方800円

前記以外の方1，100円

※託児施設がありませんので、お子さんの同伴はご遠慮ください。

申込み各開催日の10日前からフレッシュランド西多摩☎570・2626へ。

URL http://www.nishiei.or.jp